

第1回 岩手地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時

令和6年6月7日（金） 午前10時～午前10時57分

2 場 所

盛岡第2合同庁舎 3階共用会議室

3 出席者

（公益代表委員）植村委員、郷右近委員、近藤委員、齋藤委員、丸山委員

（労働者代表委員）小菅委員、小林委員、佐々木委員、藤本委員

（欠席：山田委員）

（使用者代表委員）菊池委員、瀬川委員、藤田委員、松川委員、宗形委員

（事務局）栗村局長、加藤労働基準部長、境澤賃金室長、五十嵐賃金室長補佐

4 議 事

（1）第57期岩手地方最低賃金審議会会長代理の選出について

（2）令和6年度岩手地方最低賃金審議会の運営について

・審議日程について

・実地視察の実施について

・その他

（3）その他

5 議事内容

事務局から、本日の審議会は定足数を満たしており有効に成立していることが報告された（最低賃金審議会令第5条2項（審議会の成立））。

また、第57期岩手地方最低賃金審議会委員のうち、新選任委員である郷右近勤公益代表委員、近藤信一公益代表委員、藤本誠労働者代表委員、宗形金吉使用者代表委員を紹介し、新任の事務局員の紹介を行った。

○事務局

それでは、開会に当たり岩手労働局長栗村より御挨拶申し上げます。

（栗村局長挨拶）

次に、丸山会長から、議事録署名人に労働者代表委員から小林斉委員、使用者代表委員から瀬川浩昭委員が指名された（岩手地方最低賃金審議会運営規程第7条1項（議事録署名人の指名））。

（全ての議事を「公開審議」とした）

（1）第57期岩手地方最低賃金審議会会長代理の選出について

○丸山会長

それでは、議題に入ります。議題（1）「第57期岩手地方最低賃金審議会会長代理の選出について」となりますが、これまで、会長代理となっていた細田委員が退任されたことから、現在、会長代理の席は空席となっております。このことについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局

地方最低賃金審議会の会長、会長代理については、最低賃金法第24条に規定されております。第1項で、最低賃金審議会に会長を置く、第2項、会長は公益を代表する委員のうちから委員が選挙する、第3項、会長は会務を総理する、第4項、会長に事故があるときはあらかじめ第2項の規定の例により選挙された者が会長の職務を代理する、と定められております。会長代理につきましては、公益代表委員のうちから、あらかじめ選任していただく必要があります。その方法は第2項の規定の例により、選挙によるものとされております。

○丸山会長

ただいま、事務局から説明がありましたとおり、公益代表委員のうちから選挙により選任することです。

それでは、公益代表委員の皆様に向います。立候補される方はいらっしゃいますか。

(立候補者はいなかった)

公益代表委員からの推薦により候補者を募りたいと思いますが、推薦はございますか。

(推薦はなかった)

推薦がないようですので、会長の私から推薦いたします。よろしいでしょうか。

(異議はなかった)

それでは、植村委員を推薦いたします。

植村委員は推薦をお受けいただけますでしょうか。

○植村委員

お受けいたします。

○丸山会長

植村委員は推薦をお受けいただけることですので、全ての委員の皆様にお諮りいたします。

植村委員を会長代理に選任することに、賛成していただけますでしょうか。反対の方はいらっしゃいますか。

(異議はなかった)

それでは、全会一致で植村委員を会長代理に選任いたします。どうぞよろしくお願ひします。

(2) 令和6年度岩手地方最低賃金審議会の運営について

・審議日程について

○丸山会長

次の議題に入ります。議題（２）の「審議日程について」です。事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは説明いたします。資料No.3（「令和6年度岩手地方最低賃金審議会開催計画（3月提示案）」）、資料No.4（「令和6年度岩手地方最低賃金審議会開催計画（修正案）」）、資料No.5（「令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表」）により御説明いたします。

今年度の審議計画案は、県最賃は10月1日、特定（産業別）最賃は年内発効を目標に進めるスケジュールで、昨年度3月22日に開催された第7回本審議会に諮られ概ね承認が得られております。ただし、10月1日発効を目標に掲げていますが、なるべく多くの委員の方へ出席していただけるように日程調整を行うなどの結果、日程が後ろ倒しになるということは止むを得ないということ、そして、審議を尽くすという意味で、10月1日発効にこだわるものではないという意見がありました。また、4回予定されている県最賃専門部会については、連続する4日ではなく、間に1日空けてほしいという意見もありました。

今年度の審議計画については、今年度の審議会でも改めて承認を得る必要があります。各委員の皆様へ8月までの日程調整表を送付いたしまして、回答をいただいた結果、計画に変更が必要な部分がございます。随時、委員の皆様への御都合を確認しながら開催日の設定を行うとの説明をしてきたところです。

資料No.4修正案のとおり提案いたします。

委員の皆様から提出していただきました8月までの日程調整表に基づき、丁寧な審議を行っていただくことと審議を尽くすという意味で、全委員が出席できる日、または、できる限り多くの委員が出席できる日を設定し計画案といたしました。この計画案ですと、異議申出締切の翌日午前には異議審を開催した場合、10月26日の発効となります。

なお、計画案の9月の日程につきましては、委員の皆様から御都合をうかがっておりませんので、仮に設定いたしました。今後、速やかに御都合をうかがい、設定の上、提案いたします。

また、8月の日程につきましても、随時委員の皆様への御都合の確認を行い、早期に開催できる場合は対応してまいりたいと考えております。

以上、今年度の審議計画として提案いたしますが、岩手地方最低賃金審議会の御意見を賜りたいと思っております。

なお、審議の進行具合等により、変更があり得ることをあらかじめ御了承願います。

(No.4「令和6年度岩手地方最低賃金審議会開催計画(修正案)」により、今年度の審議日程が説明された)

○丸山会長

事務局から、今年度の審議計画(案)が示されました。このことについて協議したいと思います。意見のある委員は御発言願います。

○瀬川委員

8月2日の第3回本審は、午後から午前が変わったのですね。

○丸山会長

事務局よろしいですか。

○事務局

3月提示案では午後の開催という計画でしたが、委員の皆様の出欠状況により午前に設定しました。

○瀬川委員

第3回本審は例年、審議時間が長めになると思っていたので確認したところでは。

○丸山会長

ほかにございませんか。

今回提案いただいた案は、前回の本審で提案され、述べられた意見を反映させたものとなっております。県最賃については10月1日発効を目指すものの、10月1日発効ありきでの審議を行うものではないということ、また、労働者側からの意見でしたが、事前に十分な準備が必要であるためという趣旨で、県最賃専門部会の4日間連続開催は避けてもらいたい、という意見もございました。また、会長の私からの意見として、ていねいな審議のため、できるだけ多くの公労使委員の出席ができるように設定していただきたい、とも申し上げたところです。これらの意見を反映させた内容での提案となっておりますが、例年より発効が遅れることとなります。この点についてもよろしいですね。

(異議はなかった)

前回の審議を踏まえた内容の審議計画案となっておりますので、公労使一致しての結論となります。ただし、様々な事情で変更はあり得るということは申し上げておきます。

それでは、岩手地方最低賃金審議会は、事務局から示されました今年度の審議計画案を承認したいと思います。

・ 実地視察の実施について

○丸山会長

次の議題に入ります。議題(2)の「実地視察の実施について」です。

事務局から説明をお願いします。

○事務局

実地視察について、昨年度の第7回本審議会において、最低賃金に関する基礎調査結果において、影響率の高い業種を候補として、対象業種を食料品製造業、生活関連サービス業、対象地域を盛岡市またはその周辺としたい、という提案をいたしましたところ、いくつか御意見をいただいております。

そのうちの一つとして、今年の最低賃金の審議においては、サプライチェーン全体での付加価値額の適正な分配ということに注目し、価格転嫁や賃上げ原資の確保などについて、岩手県の企業がどれだけ影響を受けているのか、というような調査ができるような選定をお願いしたいという御意見をいただきました。

今回、事務局として、候補とした事業場については、資料No.6となります。一つは、特定（産業別）最低賃金の対象とならない製造業の業種、食料品製造業のうち、パン製造業となります。パン製造業は食料品製造業の中で、その他の日配商品よりも必要なアイテムが多く、仕入れ先も多いという実態のため、多数の原材料の仕入れ、多品種の製造、保管、流通、を経て消費者に届く、というサプライチェーンであり、消費期限が短い分、厳しいともいわれております。仕入れ、流通及び消費者それぞれにおける取引価格の決定、価格転嫁の状況、賃上げ原資の確保のための工夫などについてうかがうこととなります。また、もう一つは、クリーニング業です。クリーニング業は人手が多く必要な産業のひとつであり、また、価格競争が厳しく価格転嫁しにくい事業構造ともいわれ、燃料費高騰の影響、労働力確保に関する問題点、価格転嫁の状況をうかがうこととなります。

事務局案を整理して申し上げます。

基礎調査における影響率の高い産業のうち、原材料価格高騰の影響を受けたと思われる特賃以外の製造業、その中でも、厳しいサプライチェーンマネジメントを求められるパン製造業、原油価格が高騰するも価格転嫁が難しい産業であるクリーニング業とし、過去の対象地域が、平成30年度沿岸南部、令和元年度県北部、2年3年度実施せず、4年度県南部、5年度宮古市以北の沿岸部、であることから、盛岡市とすることとし、これらの内容を総合的に勘案し、資料No.6のとおり、盛岡市の食料品製造会社、クリーニング会社を候補として提案いたします。

なお、実施日は事業場の都合を最優先として考慮し、6月20日（木）を予定しております。

○丸山会長

事務局から、今年度の実地視察について提案がありました。このことについて協議したいと思います。意見のある委員は御発言をお願いします。

(質問、意見等はなかった)

意見がないようですので、事務局はこの提案のとおり準備を進めてください。

・その他

○丸山会長

次の議題に入ります。議題（２）の「その他」です。事務局から説明をお願いします。

○事務局

２点御説明いたします。１点目として、議事の公開について、御説明いたします。昨年度の取組みを振り返ります。

令和５年４月、中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告により、議事の公開について、「議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという２つの観点を踏まえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当という結論に至った」ということと、「今年度の中央最低賃金審議会目安小委員会から公労使三者が集まって議論を行う部分は公開することとした」ということを受けて、岩手の審議会においては、本審は原則公開、専門部会是非公開と規定されていたため、今後の方針と専門部会の取扱いについてお諮りいたしました。

審議の結果、岩手地方最低賃金審議会の審議の透明性を確保するために、公開に向けて取り組んでいく必要があるという意見で一致しました。しかしながら、これまで非公開としてきた専門部会について、いきなり全部公開とすることは率直な意見交換に支障があるという意見がありました。そこで、企業の重要な情報等保護すべきものは保護しながらの公開とすることで委員の合意を得て、試行的に議事の公開を行うこととし、まずは、第１回専門部会を一部公開としました。問題が生じれば検討しつつ、第２回目以降の専門部会については、今後、継続的に審議を進めていくこととしました。

令和５年度、具体的には、岩手県最低賃金第１回専門部会のうち、実地視察結果及び公開を希望しない参考人の意見聴取を非公開とし、その際、傍聴人には一旦控室に退席していただきました。非公開審議終了後、傍聴人を戻して公開審議とし、公開を承諾する参考人の意見聴取が行われ、その後、労使の基本的な考え方が述べられました。

なお、労使双方から金額提示は行われませんでした。

また、第２回専門部会以降は従来どおり非公開といたしました。

これらのことを踏まえ、昨年度の第7回本審において、令和6年度の審議会運営のため、議事の公開に関する岩手地方最低賃金審議会の次年度に向けた方向性についての御意見をうかがったところ、今年度試行した一部公開の内容を後退させない、他県の詳細な状況を把握した上で、第2回専門部会以降で公開できる部分があるという合意が得られれば公開に向けて進めていく、その後ある程度落ち着いた状況となれば規定の改正も考える、という内容でした。東北の各局の状況については、机上配布している非公開資料となります。こちらは、東北各局の室長からヒアリングした内容を取りまとめたもので、令和5年度の状況の詳細及び令和6年度の公開に向けた取組みの内容を記入したものです。各局とも、「公労使三者が集まって議論を行う部分については公開する」という考え方を基本に、率直な意見交換に支障がある場合は配慮をすることにより、令和6年度においても前年度と同様に公開を続けていくという内容となっております。

令和5年度の状況として、岩手と同様に第1回専門部会を一部公開とし、第2回専門部会以降を非公開としている局もありますし、第1回専門部会から全ての専門部会を一部公開としている局もあります。令和6年度については、東北各局は、これまでと同様の公開を継続するという内容となっております。

こちらの東北各局の状況を参考にいただき、岩手地方最低賃金審議会における令和6年度の議事の公開に向けた取組みについて、御審議くださいますようお願いいたします。

○丸山会長

ただ今、事務局から、「議事の公開について」説明がありました。御質問はありますでしょうか。

○菊池委員

東北各局の状況の中の6年度の取組みについては、確定したものと考えてよいですか。

○事務局

6年度の取組みの見込みとなります。

○瀬川委員

専門部会を公開している局について、例えば、実際に傍聴する方がいたのか、いた場合の傍聴人の数など、情報はありますか。

○事務局

ほかの局から確認はしておりませんでした。本省からの情報となりますが、一局だけ本審、専門部会ともに公開している局があり、その局においては運営上も審議においても問題は生じていないということです。

また、東北の局においては、三者がそろって行う議論は公開するとしている局で、傍聴人を退席させた際の控室が確保できずにロビーで待ってもらったということもあった、ということを知っています。

○瀬川委員

各局の実態は聞いていないということですね。

○事務局

はい、確認していません。

○丸山会長

中賃の目安小委員会においては三者がそろって行う議論は公開するとした、ということは聞き及んでいますが、現時点では今の事務局の説明の内容しか、把握できていないということですね。

東北各局の公開の状況について、例えば、「三者協議は公開、個別協議は非公開」と同じように記入されている複数の局においても、公開の内容や方法が全く同じではないということですので、公開している内容は局によって異なるということとなります。

また、個別協議と三者協議の在り方についても検討していかなければならないと考えています。個別協議の後の三者協議の中では、個別協議の内容をある程度、各側に伝える必要がありますが、その伝え方、内容についても検討が必要と思われれます。

県最賃専門部会の公開については、労使で意見が一致すれば取組みを進めるというものですので、ここで、労使それぞれの意見を伺いたいと思います。

まず、労働者側からお願いします。

○佐々木委員

基本的には将来的に全公開を目指すものと認識しています。しかしながら、現状としては、個別協議の内容について、公開することは厳しいものと考えております。現状の公開を続け、公開に向けた努力をしながら少しずつ進めていきたいと考えています。

○丸山会長

ありがとうございます。

使用者側の御意見をお願いします。

○藤田委員

県最賃専門部会の公開については、昨年度から始まった試行であり、今後の経験の積上げが必要であると考えております。取組みの2年目だから公開をさらに進めるという状況ではないと思われれます。東北各局の審議のやり方は微妙に異なるということも踏まえて、各局が公開している内容な

どを参考にし、審議会等の透明性の確保と率直な議論への影響という相反する事柄についての検討を続けながら、現在の公開の取組みをトライアルとして継続していく必要があると考えます。

○丸山会長

ありがとうございます。

公開の方向性についての労使の考えは一致しています。現状の試行としての公開を続けながら、改善を図り、さらなる公開については検討を続けていくということです。

私からもお願いですが、他局の議事の公開の運用の状況をできる限り把握してもらいたいと思います。

それでは、今年度の議事の公開については、昨年度と同様、岩手県最低賃金第1回専門部会を一部公開することをこの本審で確認いたしましたので、事務局は準備を進めてください。

もう1点について事務局から説明をお願いします。

○事務局

次に「審議会運営上の了解事項について」御説明いたします。

先程審議日程のところの説明した「県最賃は10月1日発効、特定（産業別）最賃は年内発効を目標に審議日程を調整すること」のほか、昨年度の審議会運営上の了解事項として確認されていた、

- ① 運営小委員会は、必要性が認められたときに設置すること
- ② 県最賃の参考人意見聴取は、労働者3人、使用者2人から行うこと
- ③ 行政機関からの概況説明は、岩手県ふるさと振興部調査統計課から、最近の景況、物価動向及び家計調査、岩手労働局職業安定部職業安定課から、県内の雇用動向及び新規学卒者の初任給の状況について説明を依頼すること
- ④ 効率化の観点から、資料をスリム化する試みを継続すること

これらを、今年度の了解事項としてよろしいか、岩手地方最低賃金審議会の方針を改めて確認させていただきたいと思います。特に資料提供についての御意見をいただいておりますので、可能な限り対応します、と補足いたします。

○丸山会長

事務局から説明のあった事項について、今年度の了解事項としてよろしいか、意見のある委員は、御発言をお願いします。

○藤田委員

参考人意見聴取について確認いたします。

参考人意見聴取は労働者3人、使用者2人から行うこととありますが、

場合によっては3人になったり2人になったりということがあってもよいでしょうか。

○事務局

参考人意見聴取は、公示を行い、申出のあった参考人から意見を述べていただくものとなっております。多くの申出がなされた場合、全員から意見を述べていただくことは運営上難しいので、人数の設定をしているということです。申出の状況に応じた対応となることは想定されます。

○丸山会長

藤田委員、よろしいですか。

○藤田委員

はい。

○丸山会長

それでは、説明のあった項目について、今年度においても了解事項として確認いたしました。

ほかに何かありますか。何もなければ次の議題に移ります。

(3) その他

議題(3) その他です。

事務局に何か用意している議題はありますか。

○事務局

前回の審議会以降、岩手地方最低賃金審議会会長及び岩手労働局長あて、最低賃金に関する意見書等が提出されておりますので報告させていただきます。

先ず、資料No.7-1、7-2（「令和6年度岩手県最低賃金改正等に関する意見書」岩手県議会議長）を御覧ください。資料No.7-1、7-2とも意見書の内容は同じとなっておりますが、あて先が岩手地方最低賃金審議会会長と岩手労働局長あてとなっております。読み上げて報告させていただきます。

【意見書要旨読み上げ】

次に、資料No.8（「最低賃金の引き上げと中小零細企業支援の拡充、及び最低賃金引き上げに関連する労働行政の改善を求める要請」全労連東北地方協議会、全労連北海道地方協議会、岩手県労働組合連合会）を御覧ください。あて先は岩手労働局長あてとなっておりますが、審議会の審議内容に関わることも要請されておりますので読み上げて報告させていただきます。

【要請要旨読み上げ】

次に、資料No.9（「令和6年度岩手県最低賃金の改正等について」岩手

県知事)を御覧ください。あて先は岩手地方最低賃金審議会長、岩手労働局長あてとなっております。読み上げて報告させていただきます。

【申入れ要旨読み上げ】

○丸山会長

会長として要請の趣旨はしっかり受け止めたいと思います。委員の皆様から何か御意見はありますか。

○瀬川委員

岩手県議会や岩手県知事からの要請について、事務局から説明がありました。その中でも岩手県知事からの要請については地元の新聞でも報道されていきました。「最賃改正 知事が直談判 全国最下位で労働局長に」という衝撃的なタイトルで、とても驚きました。何を直談判したのか聞きたいところです。記事の内容について、適切でないと思われる表現、誤解を招く恐れのある表現があってはならないと考えておりますので、報道関係者に対する法令、制度等の説明は丁寧に行っていただきたい、という要望です。

○丸山会長

日ごろから、報道関係者に対しては、法令、制度等については、正確、適切な説明に努めていただいていると認識しておりますが、今後も引き続き丁寧な説明を尽くしていただきたいという要望です。

よろしいですね。

○事務局

はい。

今回指摘のあった記事については、記者が岩手県の担当者に取材したものであるということを申し添えます。

○丸山会長

ほかに何かありますか。何もなければこれで議事を終了します。